

最上川中流の減災に係る取組方針（新旧対比及び課題）

＜伝える＞ R3～7の取組方針	R2年7月洪水等を踏まえた課題	H28～R2の取組方針
<p>①気象・水文情報・避難に必要なリスク情報等の共有方法の整備</p> <p>A メディアと連携した防災情報の普及 行政機関によるSNS公式アカウントでの情報発信</p> <p>B 避難体制強化のための水災害リスク情報の充実（複合ハザードマップ、3次元ハザードマップの作成）</p> <p>C 災害リスクを考慮した立地的成果計画作成及び居住誘導</p>	<p>課題A 災害時におけるマスコミやネットメディアからの正確な情報発信を行うとともに気象情報と河川情報の連携を図る必要がある</p> <p>課題B より住民に分かりやすいリスク情報を提供するための工夫が必要</p> <p>課題C 水災害リスク軽減のため、土地開発規制や低リスク地域への誘導を図るなどの検討が必要</p>	<p>A 洪水予測の精度向上、上下流水位相関等による簡易予測、XREIN配信エリアの拡大</p> <p>B 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）</p> <p>C 想定最大規模の浸水想定区域の作成 災害規模に応じた垂直避難箇所や二次避難方法を明確化したハザードマップの更新</p>
<p>②住民が自ら避難行動を行うための防災教育等の啓発活動</p> <p>DK 講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進 継続的な防災知識の普及及び防災教育推進の実施</p>	<p>課題D 水災害、土砂災害に関する防災意識の低下、および住民一人ひとりの避難に必要な情報、判断、行動が把握出来ていない</p>	<p>D 構成機関の出前講座や過去の災害体験者からの伝承による身近な防災教育 巡回パネル展による防災活動</p> <p>E 小学校における防災教育 体験型防災教育</p>
<p>＜促す＞</p> <p>①住民が迅速・確実に避難を行うために構成機関の連携を強化</p> <p>E 令和2年7月出水の課題を受けたタイムラインの改善 流域自治体との洪水対応演習</p> <p>F 広域連携による避難体制の強化</p>	<p>課題E 令和2年7月豪雨の対応を踏まえて、策定したタイムラインに基づく災害対応の検証を行い、改善・充実させていく必要がある</p> <p>課題F 近年の災害の傾向から、個々の市町村単位では避難対応が難しい傾向にある</p>	<p>F タイムラインの精度向上（地域避難特性を踏まえた避難時間の確認） 県管理河川では、洪水予報河川のタイムライン作成、水位周知河川のタイムラインの検討を推進 タイムラインに基づく市町村避難行動マニュアル（案）の整備</p> <p>G タイムラインに基づく学習型訓練の実施</p> <p>H 危険水位等設定河川以外の河川について避難勧告等の発令基準・区域の設定検討</p>
<p>②避難のきっかけとなる情報提供・伝達手法の改善</p> <p>GH 災害時においても確実に情報提供が行えるシステムの構築 ICTを活用した河川情報の充実</p>	<p>課題G アクセスの集中により情報が閲覧できない事態や同時多発的な河川水位の上昇により洪水予報等の情報が発出出来なくなることが懸念される</p> <p>課題H 情報が途絶え、堤防決壊などの重大情報が共有されなくなることが懸念される</p>	<p>I ホットライン、エリアメール、防災無線個別受信機等を活用したプッシュ型の情報提供 緊急速報メールを活用したプッシュ型の洪水予報の配信 確実な避難行動に向けた簡易アラート装置や簡易水位計等の整備</p>
<p>③支援が必要な要配慮者が迅速・確実に避難できる体制の構築</p> <p>I 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進</p>	<p>課題I 水防法、土砂災害防止法の改正（H29.6）を踏まえた避難確保計画の作成及び訓練の実施を推進していく必要がある</p>	<p>J 消防団、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等の開催 福祉施設等の施設責任者との連携による要配慮者の避難体制の構築 旅館や商業施設等との連携による観光客の避難体制の構築 避難確保計画の作成及び避難訓練に対する支援策の検討</p>
<p>＜動く＞</p> <p>①住民が自ら考え行動するための取組</p> <p>J まるごとまちごとハザードマップの推進 浸水深ライン標識設置</p> <p>KL 講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進</p>	<p>課題J 「まるごとまちごとハザードマップ」の追加整備を行う必要がある</p> <p>課題K 自ら行動することへのツールとしてマイ・タイムラインの普及を進める必要がある</p> <p>課題L 住民の防災意識の向上を図るとともに、災害時の避難に必要な情報、判断、行動を把握する必要がある</p>	<p>K 消防団、自主防災組織を主体とした様々な危険を想定した避難誘導、水防活動訓練の実施</p> <p>L 住民、関係機関が連携した、より実践的な避難訓練を実施 被災の可能性が高い箇所（重要水防箇所）の合同巡視を実施 まるごとまちごとハザードマップの追加整備、設置済箇所の効率・実践改定</p>

②行政機関等が住民の暮らしと生命を守るために動く取組

M	排水作業準備計画作成の推進（対象地区の追加、計画に基づいた排水作業を行うための体制を構築） 排水ポンプの設置・更新、移動可能排水ポンプの配備・充実
---	--

課題M	排水作業準備計画の対象区域の追加、および計画に基づいた排水作業を行うための体制を構築する必要がある
-----	---

M	樋門・樋管操作（閉）時の回転灯装置の整備 排水訓練の実施
N	大規模災害時のTEC-FORCE、リエゾン派遣、自衛隊、医療機関、福祉基幹等による連携・支援体制の構築 災害復旧の支援体制の強化及び災害情報の共有 災害に対して、十分な量と質の水防資機材を確保 広域避難に向けた隣接市町村間の具体的な協定構築
O	災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止する事態を想定した対策を実施
P	孤立者、垂直避難時の急病人の搬送のためのヘリポートとして活用可能な箇所の検討 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
Q	＜直轄管理区間＞ ・堤防整備、河道掘削・漏水対策等 ＜県管理区間＞ ・最上小国川流水型ダム建設 ・堤防整備、河道掘削・漏水対策等 危機管理型ハード対策 ＜直轄管理区間＞ ・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強等

※ハード対策（Q）については、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト（最上川流域治水協議会）で取り組んでいくこととし、今回の取組方針からは除外しました。

最上川中流の減災に係る取組方針（案）に対する意見等について

1. P-3 「なお、本取組方針は、協議会規約第4条（地域の取組方針等）～」

⇒「なお、本取組方針は、協議会規約第5条（地域の取組方針等）～」に修正

2. 「3. 最上川中流の概要と主な課題」

■過去の被害状況と水防活動

平成30年8月洪水の床上浸水、床下浸水戸数がこちらで把握している数と異なります。（住家：床上浸水21戸、床下浸水270戸、その他尾花沢市でも被害が確認されております。）

⇒山形県災害情報（H30.8.21版）より住家：床上浸水23戸、床下浸水297戸（当事務所管内の新庄市、尾花沢市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村を集計）に修正

令和2年7月洪水の床上浸水、床下浸水戸数もこちらで把握している数と異なります。（住家非住家合計でも、床上浸水31戸、床下浸水250戸）

⇒山形県災害情報（R2.11.20版）より住家：床上浸水22戸、床下浸水128戸（当事務所管内の新庄市、尾花沢市、大石田町、舟形町、大蔵村、戸沢村の住家のみを集計）に修正。